

平成18年4月19日

企業会計基準委員会 殿

東京薬業厚生年金基金

「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に  
関する当面の取扱（案）」に対する意見

厚生年金基金制度における代行部分の債務は最低責任準備金とする退職給付会計基準の見直しが先決と考える。公開草案に反対である。

## (理由)

- 1、退職給付会計に関する実務指針（中間報告）（平成11年9月14日日本公認会計士協会）によれば、基本的な前提を変える制度改革があった場合には、結論を再度検討すべきと考える。」とあり、平成16年の改正はまさにこれに該当するもの。
- 2、基金に代行部分の支給義務はあるが、基金が負っている債務は最低責任準備金であることは今回の改正で明確化され疑問の余地はない。
- 3、基金が支給義務を負っている代行部分について、国が負っている債務を、一定のルールで交付するという会計事務処理の問題である。

「(参考) 検討にあたって」について

(2) 代行部分の債務は最低責任準備金とすべきであるという意見

- ① 退職給付会計基準での債務は、母体企業（事業主）が基金に負っている債務（最低責任準備金）ではないのか。
- ② 基金は支給義務を負っているが、その財源の負担責任（債務）は、母体企業等は最低責任準備金と国は最低責任準備金以外と明確化されたのではないか。
- ③ 「企業が負担することとなる金額を直接的に計上するものではない」とあるが、企業が負担することとなる金額を、可能なかぎり実態を反映したものにすべきであり、代行部分の債務は最低責任準備金と明確になったことから最低責任準備金の額を計上すべきではないか。